



院内感染防止対策のための取り組み

<院内感染防止対策指針より>

基本的な考え方

院内感染の防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは安全な医療を提供する上で極めて重要です。院内感染を未然に防止するため、院内感染防止対策マニュアルを遵守し、予防策を徹底するとともに、院内感染発生時には速やかに原因を究明し、感染の拡大防止と終息に努めます。

院内感染防止対策に関する体制の整備

院内横断的な部署からのメンバーで組織する「院内感染防止対策委員会」を設置しています。委員会は、当院における感染対策を推進するための情報収集及び改善策の決定等を行っています。また、感染対策の中核的な役割を担う感染防止対策室を設置し、感染制御医師や感染制御の経験がある看護師などから構成する「感染制御チーム」により院内の巡回(週1回)を行い、院内感染事例の把握を行うとともに、院内感染防止対策の実施状況の把握・指導など、感染防止対策の実務を行っています。

職員研修の実施

職員の感染防止対策に対する理解を深め意識の向上を図るため、感染防止対策に関する研修を年2回以上行います。

感染症発生状況の報告

院内感染の防止を図るため、病原性微生物の検出状況等感染症の発生状況や経路及び原因に関する必要なサーベイランスを継続的かつ組織的に実施しています。また、収集された情報に基づいて必要な対策を行うとともに、委員会やカンファレンス等を通じて職員に周知し、リアルタイムな情報の共有に努めます。

感染症発生時の対応

感染症患者が発生した場合は、次の対応を行うとともに、届出義務のある感染症患者が発生した場合には、感染症法に基づき行政機関へ報告します。

なお、感染症患者とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)に規定されている対象疾患や院内感染の恐れがあると判断される方すべてをいいます。

- ・ 院内感染の異常発生をいち早く特定し、迅速な対応がなされるよう、感染に関する情報管理を適切に行います。
- ・ 感染症患者の異常発生時には、緊急に院内感染防止対策委員会を開催し、速やかに発生の原因を究明するとともに、改善策を立案し、感染制御チームを中心に職員一丸となって必要な対策を講じます。

患者様等への情報提供

患者様等に感染防止対策への理解と協力を得るため、疾患および対応について説明致します。また、各病棟等に院内感染防止対策指針を置き、いつでも閲覧できるよう努めます。

院内感染防止対策マニュアルの整備

院内感染防止対策の推進のため、「院内感染防止対策マニュアル」を整備して、職員への周知徹底を図ります。また、このマニュアルの定期的な見直しを行います。

抗菌薬適正使用のための体制

院内の抗菌薬の適正使用を推進する体制を有しています。特に、特定抗菌薬については届出制の体制をとり、抗菌薬の適正使用に努めています。

他医療機関との連携体制

感染対策向上加算 1 を届出している医療機関が開催するカンファレンスに感染制御チームが年4回以上参加し、感染症の発生状況、抗菌薬の使用状況などについて情報交換を行い、院内感染防止対策に関する助言を受けて適切な院内感染防止対策の実施に努めています。また、同医療機関が主催する新興感染症の発生等を想定した訓練に年1回以上参加しています。